

会員予定者の候補者の推薦に当たっての 質疑応答集

令和8年1月
日本学術会議候補者選考委員会

【目次】

1. 推薦全般

- 問1 令和8年10月に向けた会員予定者の候補者の選考について、今後の大まかな流れとスケジュールはどうなっているのか。
問2 前回の推薦手続と比べ、今回の変更点はどのようなものか。

2. 推薦者関係

- 問3 会員予定者の候補者を推薦できるのは、現在の会員・連携会員（特任を除く。）だけか。
問4 会員予定者の候補者を推薦する際に認識しておくべきことは何か。
問5 会員予定者の候補者として推薦できるのは2名以内のことだが、必ず2名推薦しないといけないのか。
問6 候補者を推薦する場合、優先順位を付けてもよいか。
問7 大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等からの推薦と、現在の会員・連携会員（特任を除く。）からの推薦で、選考過程での取扱いに差異はあるか。
問8 一機関・団体等だけから推薦された候補者と、複数の機関・団体等から推薦された候補者で、選考過程での取扱いに差異はあるか。
問9 女性研究者は、選考過程において配慮されるか。
問10 若手研究者は、選考過程において配慮されるか。
問11 地方在住者は、選考過程において配慮されるか。

3. 被推薦者（候補者）関係

- 問12 被推薦者（候補者）としての資格要件（国籍、年齢制限等）はあるか。
問13 主に海外の拠点で活動している科学者を推薦できるか。
問14 候補者として推薦することができる科学者の範囲はどのようなものか。
問15 現在の会員・連携会員を推薦することはできるか。
問16 推薦した候補者は、必ず会員予定者の候補者として選定されるのか。
問17 会員予定者の候補者として選定されると、どのような義務が生じるのか。（現在の職務に影響がでるのか。）

4. 被推薦者（候補者）へ就任意思を確認する際の留意事項

- 問 18 候補者に連絡するに当たって特に留意すべき点があるか。
- 問 19 候補者に連絡したところ、以前、推薦されたことがあると言われたが、どのように対応すればよいか。
- 問 20 候補者に連絡したところ、既に他から推薦書の記入依頼があったと言われたが、どのように対応すればよいか。
- 問 21 推薦後に何らかの事情があつて推薦を取り下げたい場合、どのように対応すればよいか。

5. 推薦書の記載関係

- 問 22 被推薦者（候補者）本人が直接、日本学術会議のウェブサイトから推薦書を入手してもよいか。
- 問 23 推薦書は手書きでもよいか。
- 問 24 推薦者が記入する項目に、「被推薦者（候補者）を選考するのに適切と考えるセクションを選択してください。」とあるが、候補者の専門分野を特定する趣旨か。
- 問 25 選考方針の参考1に、セクション4の研究分野が例示されているが、セクション4で選考される候補者はこれらの研究を行っている者に限られるのか。
- 問 26 候補者本人が記入する項目について、記入を終えた内容を、推薦者の立場で確認する必要はあるのか。
- 問 27 推薦書に記入した個人情報は、どのように扱われるのか。

6. 推薦書の提出関係

- 問 28 推薦書の提出方法は、作成した推薦書をExcelデータのまま、scj-2026senkou(at)cao.go.jp（注：(at)は@に置き換えてください。）に送信することだが、これ以外の方法は認められないのか。
- 問 29 推薦書の提出の際、間違ったファイルを添付して送信してしまったが、どのように対応すればよいか。
- 問 30 推薦書の提出期間中に提出できなかつたが、どのように対応すればよいか。

1. 推薦全般

問1 令和8年10月に向けた会員予定者の候補者の選考について、今後の大まかな流れとスケジュールはどうなっているのか。

答 会員予定者の候補者の選考は、候補者選考委員会において、以下の日程を目指として所要の手続を進める予定です。

- ・ 選考方針、候補者推薦依頼書等の決定：令和8年1月
- ・ 大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者からの推薦（日本学術会議法（令和7年法律第70号。以下「法」という。）附則第7条第3項）：同年1月頃～3月頃
- ・ 候補者選考委員会における選考：同年4月頃～7月頃
- ・ 候補者の案を日本学術会議会長に提出：同年7月末頃～8月上旬頃

問2 前回の推薦手続と比べ、今回の変更点はどのようなものか。

答 前回は会員・連携会員から推薦を求めましたが、今回は大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者からの推薦を受け付けます。候補者の推薦に当たっては、選考方針で定めた要件や選考に当たって考慮すべき観点（ジェンダーバランス、地域分布、主たる活動領域、年齢等）へのご配慮をお願いします。

候補者を推薦する際に、具体的に認識しておくことは問4を参照してください。

2. 推薦者関係

問3 会員予定者の候補者を推薦できるのは、現在の会員・連携会員（特任を除く。）だけか。

答 現在の会員・連携会員（特任を除く。）だけでなく、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者からの推薦を受け付けます。

なお、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等からの推薦は、各機関・団体等の代表者から推薦を受け付けます。現在の会員・連携会員（特任を除く。）を除き、個人からの推薦は受け付けませんので、ご注意ください。

また、「大学、研究機関」として科学研究費助成事業（科研費）への応募資格を有する機関から、「学会」として日本学術会議協力学術研究団体から、「経済団体その他の民間団体等」として前回改選の際に情報提供を依頼した

大学関係団体、学術関連機関、経済団体、専門職団体等の 12 の外部機関・団体等から、それぞれ推薦を受け付けますので、ご注意ください。

問 4 会員予定者の候補者を推薦する際に認識しておくべきことは何か。

答 候補者選考委員会は、法附則第 4 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員予定者の候補者を選考します。

また、会員予定者の候補者の選考に当たっては、法第 37 条に定められた業務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮します。

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること
- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

以上のはか、会員の多様性が確保されるよう、ジェンダーバランス、地域分布、主たる活動領域、年齢構成の各要素等について、選考方針に示された考え方を十分に踏まえて候補者を推薦してください。

問 5 会員予定者の候補者として推薦できるのは 2 名以内とのことだが、必ず 2 名推薦しないといけないのか。

答 候補者 1 名だけ推薦いただいても構いません。

選考を充実したものとするため、できるだけ 2 名の候補者をご推薦いただくようお願いします。

問 6 候補者を推薦する場合、優先順位を付けてもよいか。

答 推薦に当たって優先順位を付すことはできません。仮に優先順位が付された推薦書を提出されても、選考過程においてその優先順位が考慮されることはありません。

問 7 大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等からの推薦と、現在の会員・連携会員（特任を除く。）からの推薦で、選考過程での取扱いに差異はあるか。

答 選考過程での取扱いに差異はありません。

問8 一機関・団体等だから推薦された候補者と、複数の機関・団体等から推薦された候補者で、選考過程での取扱いに差異はあるか。

答 選考過程での取扱いに差異はありません。

問9 女性研究者は、選考過程において配慮されるか。

答 候補者選考委員会では、男女いずれの性別の会員も 40%～60%を実現することを目指しています（法附則第11条に基づく承継会員のうち、女性会員の割合は35.2%（R5.10発令時））。より多くの女性研究者の候補者をご推薦いただくようお願いします。

その後の選考過程においては、候補者選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

問10 若手研究者は、選考過程において配慮されるか。

答 候補者選考委員会では、次世代への継承を考慮しつつ、若い世代の科学者からの積極的な選考に努めることとしています。

日本学術会議に置かれている若手アカデミー（45歳未満の会員又は連携会員で構成）の担い手となり得る年齢層の候補者についても積極的な推薦をお願いいたします。

その後の選考過程においては、候補者選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

問11 地方在住者は、選考過程において配慮されるか。

答 候補者選考委員会では、日本学術会議に置かれている地区会議（7地域）等の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内でも過度の偏在が生じないよう留意することとしていますので、より多くの地方在住者の候補者をご推薦いただくようお願いいたします。

その後の選考過程においては、候補者選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

3. 被推薦者（候補者）関係

問12 被推薦者（候補者）としての資格要件（国籍、年齢制限等）はあるか。

答 候補者としての資格要件は、日本国籍を有する「優れた研究又は業績がある科学者」であることです。

会員の任期は6年ですが、満75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したときに退職する（法第9条第6項）こととされているため、6年の任期を全うできるよう、候補者は令和8年9月末時点で69歳以下であることが望まれます。

また、法第9条第5項において「政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。」とされていることにご留意ください。なお、会員となることができる「政令で定める教育公務員又は研究公務員」は、法施行令（令和7年政令第299号）第1条で以下のとおり定められています。

第1条 日本学術会議法（令和7年法律第70号。以下「法」という。）第9条第5項の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

2 法第9条第5項の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上の級であるもの及び指定職俸給表の提供を受ける職員とする。

問13 主に海外の拠点で活動している科学者を推薦できるか。

答 主に海外の拠点で活動している科学者については、会員としての活動に実質的な支障がないと認められる場合に、候補者とすることができます。

問14 候補者として推薦することができる科学者の範囲はどのようなものか。

答 候補者の範囲は、会員としてふさわしい、優れた研究又は業績がある、現在の会員（令和2年10月に任命された者を除く。）及び連携会員（令和8年9月末時点で70歳以上の者及び特任を除く。）以外の科学者です。元会員及び元連携会員も推薦することができます。

推薦に当たっては、会員の使命及び役割を十分に果たすことができる科学者であることにもご留意ください。

問15 現在の会員・連携会員を推薦することはできるか。

答 現在の会員・連携会員のうち、令和8年9月末に任期満了を迎える補欠の会員及び現在の連携会員（令和8年9月末時点で70歳以上の者及び特任を

除く。) については、本人が同意し、かつ、選考に必要な情報が本人から提出される場合には、選考対象者としますので、推薦する必要はありません。仮に推薦書を提出されても、選考過程においてその推薦書を活用することはありません。

特任連携会員（日本学術会議会則第7条第1項に基づき任命された連携会員）については、推薦されない限り、選考対象者となりません。

問 16 推薦した候補者は、必ず会員予定者の候補者として選定されるのか。

答 推薦した候補者が、必ず会員予定者の候補者として選定されるわけではありません。

候補者選考委員会においては、候補者選考委員会令（令和7年政令第215号）第1条に基づく専門委員による研究又は業績に関する審査を踏まえて会員予定者の候補者の定数を上回る数の名簿を作成した後、会員予定者の候補者にふさわしいか等の観点からあらためて確認を行い、全体の調整を行った上で、適宜投票の方法により、会員予定者の候補者125名を選考し、日本学術会議会長に提出することとしています。

問 17 会員予定者の候補者として選定されると、どのような義務が生じるのか。（現在の職務に影響がでるのか。）

答 6年間の任期中は、総会への出席や、委員会・分科会や地区会議等に所属し審議活動や国際活動等を行うことになります。

4. 被推薦者（候補者）へ就任意思を確認する際の留意事項

問 18 候補者に連絡するに当たって特に留意すべき点があるか。

答 推薦依頼書の別紙3「推薦に当たり被推薦者（候補者）にご説明いただきたい事項等」を参照して、候補者に対しご説明ください。

特に、推薦した候補者が必ず会員予定者の候補者として選定されるわけではなく、推薦後に候補者選考委員会における選考がなされることについて、誤解を生じないよう十分なご配慮をお願いします。

説明内容を候補者に理解していただいた上で、会員予定者の候補者として選定された場合に会員に就任する意思があることの確認を行っていただき、候補者推薦依頼書の別紙2「日本学術会議会員予定者の候補者推薦書」の「2. 被推薦者（候補者）が記入する項目」に記入をお願いしてください。

なお、推薦書は令和8年3月13日（金）までにご提出ください。

問 19 候補者に連絡したところ、以前、推薦されたことがあると言われたが、どのように対応すればよいか。

答 前回（令和5年）の改選時又はそれ以前に推薦された方と思われます。

今回、会員予定者の候補者となるためには、改めて推薦していただく必要があります。

問 20 候補者に連絡したところ、既に他から推薦書の記入依頼があったと言われたが、どのように対応すればよいか。

答 できる限り多くの候補者を推薦していただくことが望ましいため、既に他から推薦が予定されている場合は、別の候補者を推薦してください。

問 21 推薦後に何らかの事情があつて推薦を取り下げたい場合、どのように対応すればよいか。

答 推薦後に推薦を取り下げる事情が発生した場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

5. 推薦書の記載関係

問 22 被推薦者（候補者）本人が直接、日本学術会議のウェブサイトから推薦書を入手してもよいか。

答 差支えありません。

問 23 推薦書は手書きでもよいか。

答 推薦書は、データとして処理する関係上、すべて推薦書様式に直接記入（入力）してください。電子的に作成することが難しい場合は、事務局までご連絡ください。

問 24 推薦者が記入する項目に、「被推薦者（候補者）を選考するのに適切と考えるセクションを選択してください。」とあるが、候補者の専門分野を特定する趣旨か。

答 候補者が会員予定者の候補者として選定された後、日本学術会議のどのような分野でご活動いただけるかを検討するための参考情報として用いるものです。

問 25 選考方針の参考 1 に、セクション 4 の研究分野が例示されているが、セクション 4 で選考される候補者はこれらの研究を行っている者に限られるのか。

答 セクション 4 で選考される候補者として想定しているのは、新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野等の科学者や、国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動等の実績のある科学者です。学際的・総合的な研究分野は、選考方針の参考 1 の例示に限られるものではなく、例えば、民主主義、紛争解決・平和、格差解消、ウェルビーイング等に関する研究も含まれますので、積極的な推薦をお願いいたします。

問 26 候補者本人が記入する項目について、記入を終えた内容を、推薦者の立場で確認する必要はあるのか。

答 明らかな誤字の修正など形式的な修正を除き、候補者本人が記入した項目内容に推薦者が手を加えることは適当ではありません。推薦者から見て明らかに疑問を抱く記入事項については、候補者本人に確認した上で推薦してください。

問 27 推薦書に記入した個人情報は、どのように扱われるのか。

答 推荐者及び候補者に係る個人情報について個人情報保護に関する法令等の規定に従い厳正に取り扱うこととします。推薦書に記入された推薦者及び候補者に係る情報は、選考実務の遂行、指名手続及び役割検討の目的以外の用途に使用することはありません。また、令和 8 年 10 月以降、速やかに情報を消去します。

6. 推薦書の提出関係

問 28 推薦書の提出方法は、作成した推薦書を Excel データのまま、scj-2026senkou(at)cao.go.jp (注: (at) は@に置き換えてください。) に送信することだが、これ以外の方法は認められないのか。

答 指定の方法により難い場合は、事務局にご連絡ください。

問 29 推薦書の提出の際、間違ったファイルを添付して送信してしまったが、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

**問 30 推薦書の提出期間中に提出できなかつたが、どのように対応すればよい
か。**

答 推薦書提出の締切りは、令和 8 年 3 月 13 日（金）です。期限を守ってご提出ください。特段の事情により上記締切りまでに推薦書を提出できなかつた場合などは、3 月 19 日（木）までに事務局にご連絡ください。

(お問合せ先)

日本学術会議事務局企画課選考担当

T E L : 03-3403-1081 (直通)

E-mail : scj-2026senkou(at)cao.go.jp

注 : (at) は @ に置き換えてください。